

平成28年6月10日判決言渡 同日原本受領 裁判所書記官

平成28年(ハ)第21号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成28年5月20日

判 決

山口県

原 告

同訴訟代理人弁護士

京都市

被 告

同代表者代表取締役

決

田 邊 一 隆

アイフル株式会社

主 文

- 1 被告は、原告に対し、40万1135円及び内金27万2561円に対する平成27年12月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文第1項同旨

第2 事件の概要

本件は、原告が、原告と貸金業者である被告との金銭消費貸借契約に基づいて被告から金員を借り受け、この借入金の返済として金員を支払った原告が、利息制限法に基づいて再計算すると、不当利得金が生じるとして不当利得金27万2561円、確定利息金12万8574円及び不当利得金に対する平成27年12月1日から支払済みまでの利息の支払を求めた事案である。

1 争いのない事実等

- (1) 原告は、貸金業者である被告との間で、金銭消費貸借契約（以下「本件契約」という。）に基づいて別紙計算書のとおり平成13年10月10日から平成17年6月6日までの間金員を借り受け、この借入金の返済として平成13年11月8日から平成19年3月30日までの間金員を支払った（以下「本件取引」という。）。
- (2) 原告と被告は、本件契約締結の際、次の約定について合意した（以下「期

限の利益喪失特約」という、弁論の全趣旨（乙第1号証と題する書面））。

ア 本契約成立と同時に借入を行った場合または本契約に基づく借入残高が無い状態で借入を行った場合は、借入日から32日以内に支払います。

イ 前項以外の場合は、前回入金日の翌日より起算して31日以内に支払います。

ウ 追加借入をした場合は、追加借入日にかかわらず支払期日は変わらないものとします。

2 原告の主張

(1) 本件取引を利息制限法所定の制限利率に従って計算すると、本件取引最終日である平成19年3月30日の時点で、原告は借入元本を27万2561円超えて被告に支払い、同額の損害を被ったことになり、被告は同額の利得を得たことになる。

(2) 被告は、この利得が法律上の原因に基づかないことを知っていた。

3 抗弁

(1) 原告の期限の利益喪失及び遅延損害金の発生

原告は、平成13年12月10日に支払期日を徒過し期限の利益を喪失したから、同日以降の全ての取引を遅延損害金利率で計算すべきである。

(2) 現存利益の不存在

仮に、被告が悪意の受益者とは認められない場合、被告は利益の存する限度で返還義務を負うに留まるが、被告が法人税として納付した部分に相当する範囲については利益は現存しないから、この部分については返還義務を負わない。

4 再抗弁（期限の利益の再度付与、前記3の(1)に対し）

原告が期限の利益を喪失したとしても、以降、別紙計算書のとおり被告は、原告から借入又は返済があった時点において期限の利益が再度付与されたというべきである。

5 争点

(1) 原告の期限の利益喪失及び遅延損害金の発生

(2) 被告は悪意の受益者に該当するか。

(3) 現存利益の不存在

(4) 民法704条の利息を付す時期

第3 当裁判所の判断

1 争点について

(1) 争点(1) (原告の期限の利益喪失及び遅延損害金の発生)

争いのない事実等、証拠（甲第1号証）及び弁論の全趣旨（乙第1号証と題する書面）によれば、本件契約において期限の利益喪失特約が存在すること、原告は平成13年12月10日の支払を怠ったこと、被告作成の「取引計算書」（甲1）で被告は、原告が期限の利益喪失特約に該当して期限の利益を喪失した以降でも原告からの返済または新たな貸付が行われた場合は遅延損害金ではなく利息として計上していることが認められる。

これらの事実を総合すれば、期限の利益喪失特約は有効に締結され、原告は平成13年12月10日の支払を怠り期限の利益を喪失したことが認められるが、被告は、同日以降、原告からの返済または新たな貸付が行われた場合は遅延損害金ではなく利息として計上していることが認められるから、その都度、原告に対し、期限の利益を再度付与の意思表示をなしたと推認することが相当である。

なお、被告は、期限の利益が喪失した平成13年12月10日以降の全ての取引を遅延損害金利率で計算すべきである旨主張するが、前記のとおり相当ではない。

(2) 争点(2) (被告は悪意の受益者に該当するか。)

貸金業者は、改正された貸金業の規制等に関する法律（平成18年法律第115号により法律の題名が貸金業法と改められた。以下「貸金業法」という。）43条（平成18年法律第115号により削除された貸金業法第43条、以下「旧43条」という。）1項の適用がない場合には、利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分（以下「制限超過部分」という。）は、貸付金の残元本があればこれに充当され、残元本が完済になった後の過払金は不当利得として借主に返還すべきものであることを十分に認識しているものというべきである。そうすると、貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき旧43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がな

いことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるものというべきである（最高裁判所平成17年（受）第1970号，平成19年7月13日第二小法廷判決）。

本件において，貸金業者である被告は，制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが，貸金業法17条及び同法18条の各書面を交付する体制を判例の変遷に応じて整えてきたところであって，いわゆるみなし弁済が成立するとの認識していたことについて特段の事情があり，また，平成18年1月13日最高裁判所判決以降は任意性要件に関する適法認識があったから，悪意の受益者には該当しない旨主張するが，同法17条は，契約締結時に速やかに同法17条の書面の交付を，同法18条は，弁済を受けたときは，その都度，同法18条の書面を交付することを要求しているものであるから，被告が本件取引において制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが，その受領につき旧43条1項の適用が認められない場合には，当該貸金業者は，同項の適用があるとの認識を有しており，かつ，そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があると主張するには，同法17条の書面の交付及び原告のすべての弁済について同法18条の書面を交付したことを立証しなければならないというべきである。

本件取引について，被告は，原告に対し，同法17条の書面及び同法18条の書面を交付したことの具体的な立証をしない。

したがって，前記特段の事情の存在は認められず，被告は悪意の受益者と認めるのが相当である。

(3) 争点(3) (現存利益の不存在)

被告が悪意の受益者であることは前記(2)のとおりであるから，現存利益の消滅に関する被告の主張はその前提を欠く。よって，抗弁は認めるに足りない。

(4) 争点(4) (民法704条の利息を付す時期)

被告は，仮に悪意の受益者に該当するとしても，その受けた利益に対する利息の起算日は本件訴状送達日の翌日からとなる旨主張する。

民法704条は，「悪意の受益者は，その受けた利益に利息を付して返還しなければならない。」と規定する。悪意の有無を決定すべき時期は受益者が法律上の原因を欠く利得であることを事実上知ったときを基準とすべきで

あるから、受益者が受益の当時から法律上の原因を欠く利得であることを知っていたら、最初から悪意の受益者としての責任を負うべきである。

そして、前記(2)のとおり被告は、民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるのであるから、貸金業者が制限超過部分を受領して残元本が完済になった後の過払金が不当利得として発生した場合は、受益の当時である不当利得の発生時から悪意の受益者としての責任を負うこととなり、被告が制限超過部分を受領して残元本が完済になった後の過払金が不当利得として発生したときからその受けた利益に利息を付して返還することとなる。

- 2 よって、前記1認定事実によれば、別紙計算書のとおり的事实が認められる。
- 3 以上の次第で、原告の請求は理由があるので認容し、訴訟費用負担について民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

なお、被告は、仮執行免脱の宣言を申し立てているが、仮執行免脱宣言を付すことは相当でない。

周南簡易裁判所

裁 判 官 竹 本 義 昭

これは正本である。

平成28年6月10日

周南簡易裁判所

裁判所書記官 檜 山 亜 樹